

水戸市クーリングシェルター募集要項

1 目的

熱中症による重大な健康被害の発生防止等を目的に、令和6年4月に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が施行され、市長は、暑熱か避難するための施設を「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として指定できることとなりました。

本市では、令和7年度末までに、62の公共施設に加え、122の民間施設にご協力いただき、クーリングシェルターを運用してまいりました。

つきましては、さらなる熱中症対策を図るため、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

2 実施内容

本市が指定するクーリングシェルターは、主に次の内容を実施します。

- (1) 適当な冷房設備を有するとともに、適切に運用・管理し、休憩場所での快適な室温を保ちます。
- (2) 環境省が熱中症特別警戒情報を発表した際は、営業時間内の範囲等など、公表する開放可能日及び時間帯において、暑さをしのぐ休憩場所として開放します。
- (3) 熱中症特別警戒情報が発表されていない日時においても、熱中症警戒情報の運用期間中、営業時間内の範囲等など、公表する開放可能日及び時間帯において、涼みどころとして開放します。
- (4) 利用する市民一人当たりが滞在することが可能な空間を確保します。椅子やソファ等が設置されていることが望ましいですが、既設のもので構いません。
- (5) 各施設の出入口等の見やすい場所に、市指定のクーリングシェルターである旨を表示した張紙等を掲出します。

3 応募要件

- (1) 市内の民間施設であること。
- (2) 「2 実施内容」を履行できること。
- (3) 市とクーリングシェルター指定の協定を締結し、施設の名称、所在地、開放可能日、開放可能時間帯、受入可能人数の公表に同意できること。
- (4) クーリングシェルターの開放にあたって必要な経費（冷房設備の電気代等）の自己負担に同意できること。

4 施設の指定期間と運用期間

(1) 指定期間

協定を締結した日から、同年度内の3月31日まで。当該期間の満了の1か月前までに、指定の解除の申し込みが無い場合は、次年度以降も自動更新とします。

(2) 運用期間

国が定める熱中症警戒情報運用期間

令和8年度は、4月22日から10月21日まで

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

随時

(2) 応募方法

申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法により、問い合わせ先にご提出ください。

6 応募後の流れ

(1) 応募の受付

(2) 応募内容の審査

(3) 協定締結・クーリングシエルター指定

(4) 公表（水戸市ホームページ等）

7 その他

(1) 本要項で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとします。

(2) 上記で定める以外の事項は、都度、各施設管理者と協議のうえ定めます。

【問い合わせ】

水戸市中央1-4-1

水戸市役所3階 環境保全課

電 話 029-232-9154 内線 2321

F A X 029-232-9236

メール environmental@city.mito.lg.jp